



Title	イスパニア国水法百年(Ⅰ)：条文訳, 及び米法及びメキシコ国憲法第27条との若干の対比
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1980, 46, p. 81-96
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80765
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イ ス パ ニ ア 国 水 法 百 年 (I)

— 条 文 訳 , 及 び 米 法 及 び メ キ シ コ 国 憲 法 第 27 条 と の
若 干 の 対 比 —

山 崎 俊 夫

Cien años a partir de la promulgación : Ley de Aguas de España (I)

— Traducción de artículos y unas comparaciones con la ley
estadounidense, y con la constitucional mexicana, art. 27 —

Toshio YAMASAKI

Uno de Colección Textos Legales “Ley de Aguas”, Boletín Oficial del Estado, Madrid, 1965, nos muestra como siguiente, la introducción de este problema titulado de rúbrica: “La regulación de la importante materia de las aguas terrestres y marítimas se llevó a término por la Ley de 1886, primera en su género en Europa, que fue sustituida, en lo que a las terrestres se refiere, por la vigente Ley de Aguas, de 13 de junio de 1879.”

Hasta ahora, rara vez introducida esta especie de estudio al Japón, pongo esta ocasión, los artículos traducidos hasta el art. 68^a.

はじめに

水法：内陸及び海洋の水資源についてのこの重要な問題規制は、ヨーロッパにおけるこの種の最初の法律である1886年法律に成文化せられたが、内陸水資源に関する範囲では1879年6月13日法律の水法を以て現行法に充てられている。この後者（1879年6月13日法）ではこれに基盤をなしている権利に就ての一般諸原則が編纂せられているが、この法律を解釈し、かつ、実際の適用をするために必要な細目を定める規則の作成は後に譲っている。然しながら、上記この規制企画は今日の本法が生まれるまでは実施に移されることなく、一連の諸基準規定を通して部分的な性格面を規制するにとどまっている。

本書（原典）には法律の本文に加えて、地下水の汲上げ、公共用水の利用、登録、水資源の監視管理、灌漑疏水地域共同体と産業労働組合（シンジカット）及び行政上の諸権限（屬性）

についての問題での基本諸措置が編纂せられており、かつ、末尾に特殊基準規定の中での水資源の利用に関する1962年12月24日法律第59号の本文及びカナリア群島における上記水資源利用の助成及び1965年1月14日のその適用のための規則を含めて収録した。

現行法の公布制定以後読みせられた長期間には数多くの補則措置が政令によって出されたが、これら諸措置に関しては本法律本文を補足する各頁欄外の脚註と索引を参照に供してある。それら諸措置規定を通して該当符合する諸規定相互間が適切な根拠措置規定を用いて関連付けられ、また、いちいちの問題に関して具体的に立法制定せられた内容の検討に便宜ならしめてある。

本書（原典）の末尾には挿入、紹介せられた諸規則の年表及び入念かつ広汎な分析索引が掲載してある。

（以上、原典カバーからの翻訳）

本稿をイスパニア国水法百年と題したが、それは上記1879年6月13日法律が公布制定せられて以来、本年を以て丁度百年を数えるからに外ならない。実際に手許にある資料は、この法典に収録せられた1965年1月14日の規則が最近のものとなっていることをお断わりしておく。

本稿で比較検討に用いるとするならば、1917年2月5日のメキシコ国憲法第27条が領土及び領水についてであり、やや分類範囲が枠の上でずれるが極めて参考になる。同憲法第28条が独占に関する規定で、イスパニア国独禁法はメキシコ国の上記規定を参考にして立法せられたと伝えられるところと全く対照的な関係にあると思われる。

水 法

及び公共水資源の汲上げ許可と利用、登録、水資源の監視、及び行政上の権限に関する基本措置規定

官報、マドリッド、1965年

（初版は1963年9月であるが、1965年5月の第2版をテキストに用いた）

内閣総理府技術庁の編纂である。

1879年6月13日法律水法（開発省） 1879年6月19日官報

アルフォンソ12世の神聖イスパニア王国憲法による勅令公布

本諸規則が言及し含めている全条項について、即ち、1876年12月29日に法律として国会により批准かつ公布せられた基本諸法に基き、同法によって朕の開発省に与えられた権限を行使し、海運省にその特殊管轄事項につき諮問し、国家顧問委員会総会における決定に従い、道路、運河及び港湾に関する諮問会議の意見を徴し、及び朕の内閣閣議に基き

次の法律を裁可公布する。(原註1)

第 I 編

内陸水資源の領有

第 I 章

雨水の領有

第 1 条, 土地財産を通して注流する際にその土地に落下する雨水は地主への帰属である。従って, 地主は用水池, 貯め池, 実質的に雨水を保存する場所である天水井戸, 若しくは天水貯槽をその所有土地財産の中に構築し, 若しくはその他適当ないっさいの手だてを用いて差支えない。但し, 上記手段を以て公共にもまた第三者にも損害を生ぜしめない場合に限る。

直接降雨から生ずる雨水は本法律の目的とする法益のために尊重せられる。

第 2 条, 涯地若しくは砂床を通して流れる雨水は, その水溝が公有であるならばその公有物となる。

第 3 条, 市会は県知事に報告するときはその権限範囲と管轄の公有地における雨水を蒐める天水井戸若しくは天水貯槽を構築するために, それを申請する者に対して権能を委譲して差支えない。

市会の決裁が否定的であるときは県知事に上訴することができる。またその知事が決定権を下だして決裁する。

第 II 章

流水, 湧水及び河川の領有

第 4 条, 次のものは公共物又は公有物である。すなわち

第 1 号, 上記公的領有の土地に不断に若しくは断続的に生ずる水。

第 2 号, 不断若しくは断続的湧泉水及び天然溝を通して流れる川水。

第 3 号, 河川。

第 5 条, 個人の土地財産(民間私的土地所有)におけると同じく国有, 県有若しくは市町村有の土地財産でも, それら土地財産で不断に若しくは断続的に生ずる水資源は, 上記それら土地財産を通して注流する間は上記各個の所有主の使用若しくは利用のためには各個の所有主に帰属している。

生じた場所の土地財産から離れて流出する不利用水に関しては, もはや本法の目的である法益のためには公共的水資源である。然し, 若し発生場所である土地財産から離れて流出した後に, 他の民間私的所有財産を通して注流するならば, 公共用水溝に達する以前であっても, 若

1) 本法で開発省になされる諮問は, 概して建設大臣に対する下問事項であると考えられている。
1955年12月23日の政令により, 本法に含められた強制収用に関する現行諸規則の施行が宣せられた。

しくはそれら公共用水溝を通して流れた後であっても、上述した他の民間私的財産所有主は、成り行き偶発的にそれら水資源を利用して差支えない。また、若しそれがあるときは、後にその直近次位者、及び同様にして漸次下位順位者に及ぼして、第10条第2項が規定するところに従う。

第6条、湧泉及び流川の水資源についての天然溝におけるいっさいの成り行き偶発的利用はすべて順次に及ぶ下位順位の土地財産所有主が自由にそれに工作を施して差支えない。但し、必らず泥土及び石積の堰堤水門口であって、かつ、それら堰堤水門の各一による合計のせき止め水量が毎秒10リットルを越えないもののみに限り、それ以外の工作を用いることは許されない。

第7条、成り行き偶発的利用のための優先順位は次のとおりとする。すなわち：

第1号、河川とのその合流に先立って水資源が注流通過する土地財産であって、その流水の発生に近接順位を保持し、かつ、各土地財産の全長に沿って成り行き偶発的利用に対するその権利を尊重する。

第2号、水溝に境界をなし若しくは隣接する土地財産でその水溝への近接順位による。また常に必らず上位からの順序が優先する。

但し、上記これら土地財産の中で下位順位者及び同等併立順位者が争われる際に、既に利用におけるまる1年と1日で先んじて来た者のあるときは、たとえこのものが注流水域で上流に位置していてもその利用は他者によって奪われることはあり得ないと理解せられる。

また、いかなる成り行き偶発的利用も下位順位の地方における同一水資源に先行して既得せられた諸権利を妨害してはならずまた侵害できない。

第8条、無限定的に湧泉及び流川の水資源を利用する権利が下位順位の土地所有者によって獲得せられる。また、隣接地の場合は、それら湧泉及び流川を20年間中断なしに利用して来たときである。

第9条、土地財産に生ずる水資源がその土地財産の所有者によって利用されていないもの、並びにその利用を越えて有り余る水資源は、その時点で天然溝及び慣行を通過して土地財産を離れて流出する。但し、初源的に流れ去るその水路からいっさい外ずれないものに限る。下位順位で直近的な土地財産でも上記の同じことが理解せられる。但し、上記の順位は常に必らず遵守せられる。

第10条、若し、天然湧泉が湧出した土地財産の所有主が、その水資源の半分、3分の1、若しくはその他の微分量以上に利用しなかったときは、残部若しくは余剰分は、下位順位者の利用に就ては第5条の諸条件の中に入る。

天然湧泉が湧出する土地財産の所有主が、その水資源のうちの一部分及び特定部分以上に利用しないときは、湧泉の減量若しくは渇水期に、上記絶対水量の同一量を継続使用し享受して差支えない。また、法益享受資格の如何にかかわらず、減耗量は下位順位の注流地若しくは常用地の不利益と損失におけるものとなる。

上記に規定して措置せられたところの結果により、下位に位置する土地財産及び場合により同等並列順位者はその位置付順位により、前記水資源を利用し、及び自己の権利の非中断的使用に固定整理することの二者択一権を獲得する。

但し、上記これら下位順位若しくは同等並列順位の土地財産では、まる1年と1日で先行しており、若しくは先行していたことは（既得権一山崎）、他の事情によってはもはや、たとえこのことが水路での上流に所在している点であるにせよその者から奪われ得ないと理解せられる。第11条、1876年8月3日の法律公布の日から起算して20年を経過しても、水資源が天然に生ずる土地財産の所有主が、方法の如何に拘らず全部若しくは一部分それら水資源を利用しなかったときは、上記水資源の下位順位の使用及び利用を中断するあらゆる権利を喪失する。但し、まる1年と1日の期間により行使せられたものがあるときはこの限りではない。

第12条、公共工事の作業地区に所在する水資源は開発許可権の諸条件に別段の定めがない限りたとえその開発許可を受けた者によって作業が施行せられても、国家に帰属する。然しながら上記公共工事の作業は、建設の作業（労務サービス）のためにもまた上記工事の営業開拓のためにも、これら水資源の無料利用を享受する。

第13条、公共水資源地、下水道、及び設立物の余剰水資源は市町村に帰属する。然しながら、若し20年の期間、市会のコンセッション（開発許可利権）の効力にしる、若しくは暗黙の承認によるにしる、下位順位地の所有主によって利用せられているならば、上記の水資源の水路を変更すること、また利用の継続を妨げることもしてはならない。但し、正規に正当化せられた公共利益が原由で、かつ、事前に損害及び滅失の賠償によるときはこの限りではない。

消費の増大、干越、若しくは工事が原由で臨時暫定期間余剰が無くなるときは、使用者たちは、たとえコンセッション（開発特許権）の効力でそれが認められている場合でも、賠償を求める権利を有しない。但し、上記のことによって、前記諸原由が止むときに余剰利用に対するその権利を喪失する場合はこの限りではない。

第14条、第5条の場合においてもまた第10条の場合でも同様に、但し、常に必らず1866年の法律の公布から20年を経過してからであるが、水資源の発生する土地財産の所有主が全部若しくは一部においてそれら水資源を使用し始めて後に、継続してまる1年と1日の期間その利用を中断するときは、非利用水資源の全部若しくは一部の領有権を喪失し、かつ、第10条及び第18条に従ってそれら水資源を同等にまる1年と1日の期間利用して来た者若しくは人びとがその権利を獲得する。

然しながら、発生する土地財産の所有主はその水資源の水量若しくは水質の変化で、下位順位の設定使用に加害的に相当の減耗を生ぜしめない限り、その土地財産の中で水資源を動力として、若しくはその他の使用に維持獲得して差支えない。

第15条、公共の水溝を通して流れる鉱水の領有は、共同所有の水資源の領有と同様に、発生する土地の所有主に帰属し、かつ、本章の前記諸条件で定めるところに従い、下位順位の、及び

水溝に境界を接する土地財産の所有主の成り行き偶発的及び限定的利用の対象となる。

本法の目的効果に照らして、その性格の如何に拘わらず、工業一般のために有用な物質を分析的に含有している水資源は鉱水と看做される。(原註2)

第16条、鉱物性薬用水資源の領有は、地表の及び地下の水資源の領有と同一手段によって獲得せられ、かつ、若しそれら水資源を使用するときは、その生ずる土地財産の所有主の所有であり、若しくは若しそれら水資源を衛生規則に従って適用するときは発見者の所有となる。

通常の井戸、横坑及び地下道の手段による、及び湧き上がり水資源用の掘抜き井戸の手段による、上記これら特殊水資源の汲上げのための距離は、共同所有の水資源のために設けられる距離となる。

公共の保健の原由により、政府は県会、保健委員会及び国の閣議の意見を聞き、治療に用いられない薬用鉱泉水及び温泉浴場施設を形成するために必要とせられる隣接地所の強制徴用を宣言することができる。但し、所有主にそれをみずからの手によって実施するための2年の優先選択期間が付与せられる。(原註3)

第Ⅲ章

淀み水若しくは貯まり水の領有

第17条、公共の土地を占める天然に形成せられた湖及び沼は公有物である。

民間私的個人、市会、県及び国のそれぞれ各個の領有の土地に形成せられた湖、沼及び貯め池は、それぞれ各個の所有財産である。共同利用の土地に所在するものはそれぞれ各個の居住民地区（地方自治共同体つまり市町村の一山崎）に帰属する。

第Ⅳ章

地下水の領有

第18条、土地財産の中で通常の井戸によって得られた地下水は、線有における土地財産の所有主に帰属する。

第19条、たとえ井戸によってその居住地区民の水資源が減量することになっても、すべて所有主は、自己の土地不動産の中で水資源を汲み上げるためのそれら通常の井戸を自由に開鑿することができる。然しながら、居住民地区（市町村の一山崎）内では井戸と井戸との間に2メートル、及び郊外地の田畑では新規開鑿坑と、同一地域居住者の恒久的な井戸、用水池、湧泉地及び用水堀割との間に15メートルの距離（間隔）が保持せられなければならない。

第20条、本法の目的効果に照らして通常の井戸とは、もっぱら家庭用に、若しくは生活の通常

2) 1946年8月9日の政令参照。この政令により、鉱山に関する体制のための一般規則が承認せられている。(第3条及び第130条)

3) 薬用鉱泉水の湧泉徴用のための条例は、1928年4月25日の勅令によって裁可承認せられた。1946年8月9日の政令第3条、第25条及び第130条を参照のこと。

の必要に充てる目的を以て開鑿せられるものであって、それらの井戸では、水資源の抽出のために人力以外には他の動力が装置の中で用いられることがないものと理解せられる。

第21条、公有地に普通井戸若しくは馬引き井戸を開鑿するための許可は、土地の体制及び警察でその任務を有する行政権者によって付与せられる。

その許可を受けた者は、所在する水資源の線有権を獲得する。

下付された決裁には、その決裁が不利なときにはこれに対抗して上級審の許可権者に上訴して差支えない。

第22条、掘抜き井戸により、横坑により、若しくは地下水道によって地下水の汲上げが探求せられるときは、それら地下の水資源を見付け、及び地表に現出せしめる者は、露出した土地不動産からたとえ流出しても、その汲上げ者がそれら水資源に付与する方向の如何に拘わらずその領有を保持する間はその権利を喪うことなく、永代的にそれら水資源の所有者である。

汲上げられた水資源の所有主が若しそれら水資源を導引するための水道を構築することなく下位順位の土地財産を通して貫流し、及びそれら水資源をその天然水路に放流するがままに委ねるときは、その時点で上記下位順位の土地財産所有主は、上位順位の天然湧泉に関して第5条及び第10条がそれらについて規定する成り行き偶然的権利の享受の場合に入り、かつ、第10条が定める限定的権利には、第7条及び第14条に固定する制限を伴う。

第23条、いかなる土地の所有主も、掘抜き井戸によって、また、横坑若しくは地下坑により、水資源を汲上げかつ悉皆自己のものに取込んで差支えない。但し、その土地不動産の地表下に存在する水資源については、天然のその流れから公共的若しくは民間私的水資源を持去り若しくは分離しないという条件による。(原註4)

掘抜き井戸、横坑若しくは地下坑の作業の結果、公共サービスに若しくは適法に獲得せられた権利を以て既存する民間私的利用に仕向けられた水資源が持去られ若しくは減耗する危険に脅やかされるときは、前者(公共サービス)の場合における市会の警告で、若しくは後者(民間私的利用に仕向けられているケース)の場合には利害関係者からの告発を通じて、市長が職権で工事を差止めることができる。

市長の措置では、若しその措置について県知事に対して法定期間内に異議申立による請求がなされないときは、県知事が利害関係者を聴聞し、通達及び鑑定人の意見書を介して審理を進め決裁を云い渡すという訴訟の繁属事情を生ぜしめる。

第24条、前条に云う汲上げのための作業は、部外建築物、鉄道若しくは公道から40メートル以内の距離では、また、他の汲上げ井戸(原註5)若しくは湧泉、河川、運河、堀割若しくは公有

4) 1954年11月12日の政令(公共工事業)参照。その第1条は次の措置を定めている。すなわち、「私的所有の土地で汲上げられた掘抜き井戸水の所有主はすべて、それが灌漑に仕向けられるときは本政令の公布に続く6か月内に、指示目的のために使用されない期間における上記水資源の流出を防止するための適当な仕掛けを構築する義務を帯びる」と。

5) 水資源の利用及びカナリア群島における上記利用への助成に関する1962年12月24日法律第59号、及び1965

撒水場から最小限100メートルでは、所有主の当該許可証なしに施行せられてはならない。また、場合により市会のライセンス（鑑札）では事前に発給交付の様式作成がなければならず、また、要塞地点区域内では軍当局の許可がなければ施行されてはならない。

また、上記のこれらの作業は鉱山の構内では、事前に損害賠償契約を締結することなしに施行せられてはならない。協定が存在しない場合には、行政当局が、その目的の為に実際に任命せられた鑑定人の事前報告を介して賠償の諸条件を確定する。

第25条、地下坑、横坑若しくは掘抜き井戸による地下水汲上げのための公有地のコンセッション（開発特許）は行政権者により特許せられる。但し、汲上げ水資源の領有、財産所有権及び利用の制限に関するところはすべて常に必ず上記各個の汲上げに就て本法が定めるところに従う。

上記地下水の汲上げは、公有地でその地表若しくは敷地がその目的と地下水汲上げ目的との両者が共存し両立する性格のものでない故を以て別途の目的物のために開発特許せられているのではないものにのみもっぱら許可せられる。

本法の施行のための規則では、公益用であろうと民間私的利用であろうと適法に獲得せられた既得利用権を除外例とする目的で上記この種の開発特許の発給手続において従われなければならない諸規準（準則）が定められる。（原註6）

第26条、鉱山所属機構、鉱水排水用横坑及び地下坑一般からの開発採取権所有者は、それぞれ自己の鉱山からの水資源を保有する間は第16条第2項が取扱う諸制限を以て自己の工事作業中に存在する鉱水資源についての財産所有権を持つ。（原註7）

第27条、水資源を探求して旧坑道の延長及び保存維持をする際には、各所在場所毎でのその構築及び開鑿発掘のために鑿坑する距離が継続して維持せられなければならない。また、常に必ず既得諸権利が尊重せられる。

第II編

水資源の河床若しくは水溝、河沿い水際地及び岸辺、従物、護岸工事及び土地の干拓

第V章

河床若しくは水溝、河沿い水際地、岸辺及び従物

第28条、雨水を以て形成せられた断続的な小川の河床若しくは水溝は、峡谷若しくは干床上

年1月14日政令第43号参照。この政令により上記法律の施行のための規則が承認せられた。（上記法律及び政令は共に付録に含めて原典末尾に収録されている。）

- 6) 周知のとおり、上記のその規則は未だに公布せられていない。然し、地下水の汲上げについての発給許可手続のための諸準則は、1883年6月5日の勅令によって裁可せられた訓令に含めて収められている。本書（原典）の付録に収載してある。
- 7) 1944年7月19日の鉱業法第39条及び1936年8月9日の政令によって裁可承認せられたその（上記鉱業法についての）規則第128条及び第129条参照。また、水資源の利用及びカナリア群島における上記利用の助成に関する1962年12月24日法律第59号の第3条、及び上記の施行のためにそれによって規則が裁可承認せられた1965年1月14日の政令を参照せられたい。

記小川がその通常の流路の全区間にわたって雨水を受容する役割を果たしている地所である。
第29条、個々の民間私的領有の土地不動産を貫流するときは前条に云う水溝は私的個人の所有財産である。

第30条、民間私的個人の財産権に帰属しない水溝は公有物件である。

第31条、雨水の河床の民間私的個人の領有により、第三者の不利益において、或いは、その流水路の不可抗力による崩壊が下位順位の土地財産、工場若しくは設造物、橋梁、道路若しくは市町村落に損害を惹起する可能性のあるときに、それら上記河床中に作業を営ませるための権限はこれを有せず、また上記雨水の天然流水路を改変させる可能性をもった工事の構築をすることも正当ではない。

河川及び小川の河床、河沿い水際地域及び岸辺（原註8）

第32条、河川及び小川の河床若しくは天然水溝は、その水資源が通常の最大増水期（満水期）に全区間を張溢して蔽っている地所である。

第33条、いっさいの小川の河床は、貫流する土地の相続財産権所有者に帰属する。但し、雨水資源の河床に就ての第31条が規定する諸制限を伴う。

第34条、次のものは公共の領有である。すなわち、

第1号、前条に含まれていない小川の河床若しくは用水溝。

第2号、通常の最大増水期（満水期）にその水資源が蔽う全拡がり区間における河川の河床若しくは天然水溝。

第35条、その下方の水資源の水位と、この水資源が通常のその最大流路で到達する水位との間に含まれる河川の河床の側面的横わき帯状地帯は河岸と見做される。また、河岸と境を接する側面横わきの地区は河辺沿い水際地帯と看做される。

第36条、河岸は、たとえ旧法若しくは慣習の効力で民間私的領有のものであっても、その拡がりの全面で、また河辺沿い水際地帯は3メートルの区間地域内で、航行、浮游、漁撈、及び水難救助の一般利益における公共的使用の用益権に従う。

然しながら、土地の起伏の状況若しくはその他の適法な原由があつてそれを要求するときは上記のこの用益権の及ぶ地域は拡張し若しくは狭げられて、可能な限りすべての利害関係を調整する。

規則が、本条に規定せられた距離を改変することのできる時と事例及び様式を決定する。
（原註9）

8) 1886年6月9日の勅令により準則規定が發布せられ、それら準則規定に従つて河川の河床の境界設定・区画整理が実施せられることになった。また1942年2月20日の河川漁撈法第49条、及び1943年4月6日政令により裁可承認せられたその規則の第79条から第90条までを参照。

9) 1881年9月5日の勅令が、本条（第36条第3項）で措置せられたところの補完のための諸準則規定を公布している。

湖，沼若しくは池の底床及び岸

第37条，湖，沼若しくは池の底床若しくは底土とは，水資源がその通常の最高水位のときに上記それらのものの中で占められている地所である。

第38条，国に，県に若しくは市会に所属していない，若しくは特殊資格（タイトル）の領有によって民間私的個人の所有になっている湖，沼，若しくは池の底床は，隣接土地によって民間私的個人の所有になっている湖，沼，若しくは池の底床は，隣接土地不動産の所有主に当該責任が帰属する。

第39条，拓耕せられていて航行可能な湖の湖岸は，海洋に隣接する相続財産（原註10）について港湾法で定められた文言条件における難破の場合に海難救助の用益権に，及び乗船及び下船，船舶の供託及びその他の当局が指定する諸地点での航海のサービス業務の用益通行権に従う。

水資源の従物，搬送誘致物及び沈没物

第40条，偶発的災害事故で洪水に遭い，湖水により，若しくは小川，河川及びその他の流水によって氾濫冠水した土地は，引続きそれぞれ各個の所有主の所有財産である。

第41条，天然に水資源の水路が変わることによって放棄せられている河川跡の水溝はそれぞれ各個の全長にわたって川岸水際地帯の土地の所有主に帰属する。若し放棄せられた水溝が相異なる所有主の相続土地財産所有に分かれるときは，新規水路の分割配分では相互の所有土地財産への帰属が等距離区間を保って走流するように均分して追加する。（新流水線での帰属距離区間を均等ならしめるように旧水溝の各個の所有面積区間に追加して配分する。旧水溝の所有帰属に新たな延長距離区間が新規水路の出現によって追加されることを意味する。頭割り等距離区間が云わば拾得物の先取特権の形で加わるのであろう。一山崎）

10) 1880年5月7日の港湾法はその第8条に次のように云っている。すなわち：「海難救済の用益通行権は，海洋に隣接し，その海陸接合地区がその所有財産権の枠内に包含せられている所有地について全くその同じ拡がりの範囲を有し，また，陸地内部に向かって更に計算せられた20メートルに及ぶ。かつ，上記陸地には，難破残骸，難破船の物件及び積み荷を救済し及び貯蔵する目的で難破の場合における公共使用がなされる。

漁船もまた，上記用益通行権地区に，海洋の状況によりそれを余儀なくされていると判断せられるときは陸揚げして差支えない。また，同様にして，天候の状況が続く間，陸地にその漁船の物件を貯蔵することができる。

上記のこの用益通行権地区は，海陸接合地区のために一般則に定められているところにより，海洋の満ち退きに従って拡張若しくは縮小する。

難船救済の際に所有地相続財産に生ぜしめられた損害に対しては，賠償請求権を生ずる。但し，諸法律に基づいて提供せられた協助の費用，及び拾得物の代償報奨金を充足支払いの後には，もっぱら救助対象物の価額が及ぶ範囲までにとどまる。」と。

同法の第9条は次の細目規定を設けている。すなわち：「難船救済の用益通行権は，海洋に接合する土地の所有主が播種，植樹し，及び海陸接合地区内に，自己保有地所に農業用建築及びレクリエーション用の家屋を建てる目的に障害となつてはならない。

上記のそのような場所での建築のためには県の知事に事前の通告がなされ，かつ，県知事が海運長官の，及び建設省の主任技師の意見を聞いて後，前条に云う用益通行権の行使に若し支障を来すときには抗弁せられて差支えない。」と。

第42条、航行可能で浮游可能な河川が、天然に流水方向を改更して民間私的個人の相続所有財産に新規水溝が開かれるときは、この水溝は公共の領有に入る。但し、相続所有財産の所有主は、或いは天然によるにしろ、或いは法的に実施を許可せられた工作によるにしろ、常に必ず水資源が枯渇して空溝となるときのみに上記の水溝の領有を回復する。

第43条、特殊開発特許権（コンセッション）によって許可せられた工作の結果空溝となった公共水溝は、上記の特許による開発がなされる諸条件に別段の定めがなされていない限り特許権保持者の帰属物である。

第44条、小川、激湍若しくは河川の流水がその河辺沿い水際地から土地の相当部分（明らかに認められるだけの部分）をもぎ取って分離し、かつ、それを隣接境界の若しくは下位順位の相続土地所有財産に搬送するときは、もぎ取り分離せられた河岸で河辺沿いに接縁する土地不動産の所有主が、搬送せられた土地部分の所有権を保持する。

第45条、若し河辺沿い水際地からもぎ取り分離せられた土地の相当部分が水溝に孤立して残るときは、もぎ取り分離せられたその河岸の土地の所有主に引続き無条件的に帰属する。

河川が小川に分岐して幾つかの土地を囲こみ及び孤立させるときは、前項と同じことがらを生ずる。

第46条、上位順位からの搬送物の継続的堆積によって河川に形成せられて行く島嶼は各々の島に最寄り至近距離の河岸水際地若しくは岸辺地帯の所有主に帰属し、若しくは若しその島が河川の真ん中に存在するならば、その場合には兩岸の水際河岸地沿いに向けて距離的に分割区間の長さが折半せられる（島の半分宛をそれぞれ兩岸の河岸地所有主に帰属させる。一山崎）

若し上記のこのようにして形成せられた島が、他方の河岸に比べて一方の河岸地からいっそう遠距離にあるならば、最短最寄り距離側の河岸地の所有主が唯一かつ完全包括的な所有主となる。

第47条、水資源の従物付着若しくは沈澱によって漸次受容した堆積増大物件は、小川、湍流、河川及び湖に境を隣接する土地財産の所有主に帰属する。有用性の存在する種類の鉱物質の沈澱物は、鉱山の規制立法に準拠して申請せられなければならない。

第48条、動物、木材、果実、家具動産及びその他の工場の生産物で、公共水資源の流水によってもぎ取り誘吞せられたもの、若しくはその水資源に沈潜したものは、何びともこれらを収容及び救済することができるが、それらを直ちに地方当局に提出しなければならない。その地方当局はその物件の供託を措置し、若しくは保存維持が不可能なときは公的競売に付する。即刻その市町村及び上位順位の隣接市町村落に、その拾得物件が告知せられる。また、若し6カ月内に所有主側によって請求がある時は、その物件若しくは代価が、事前に維持保存の費用及び救済代金を支払ってその所有主に引渡される。かつ、その救済代金は従価10%を構成する。上記の期間を経過しても所有主が請求しなかったときは、この所有主はその権利を喪失し、及び、事前に維持保存の費用を支払って、すべてそれを救済した者に返戻せられる。

前項における措置は、物件の所有主がその救済への支給をしないときには、そのときから以降発生しないことになる。

第49条、水資源に浮漂して行く簾、枝、薪木若しくはそれら水資源によって所蔵せられている物件は、公有地の水溝若しくは土地財産であるならばそれら漂流所蔵物件を採集する上記公共領有の所属物件である。民間私的個人の所有土地財産に放置せられたものは、各個の土地不動産の所有主のものとなる。

第50条、水資源の流れによって根元から掘起され、かつ搬送せられた立木は、その元の所有主が1か月内にそれら立木を請求しないときは、到達停止する場所の土地財産所有権者に帰属する。但し、その者は、立木を採集し、若しくはそれらを安全確実な場所に据置く際に、付帯した費用を支払わなければならない。

第51条、公共用水溝における沈潜物件は引続きその物件の所有主に帰属する。然し、若し1年間それら物件を取出さないときは、その取出しを実施する人びとの所有となる。但し、事前に地方当局の許可（許容）を受けなければならない。若し沈潜物件が流水に若しくは生育・実施に障害を呈するときは、当局によって所有主に慎重対策期間が与えられる。またその期間を上記その権利の行使がなされずに経過するならば、放棄物件として取出しの手続がなされる。

民間特定個人の財産所有の水資源で沈潜した物件の所有主は、これら水資源の所有主から、上記物件を取出すための許可を請求する。また、この者（水資源の所有主）がそれを拒否する場合には許可を地方当局が与える。但し、事前に損害及び滅失の保証担保を要する。

第VI章

公共水資源に対する防衛工事（原註10）

第52条、公共用水溝に隣接する土地不動産の所有主は、水資源に対する防衛物件をそのそれぞれの水際河岸地に植樹、木柵若しくは塗装の手段によって設置する自由を有する。但し、常に必ずそれを便宜と判断して、そのことについて適宜、地方当局に通知しなければならない。然しながら、行政官庁は、状況により上記工事が河の航行に若しくは浮游に損害を惹起し、その天然の流路の流水が方向を変え、若しくは氾濫を生ずる恐れのあるときは、事前に発給手続をしてそのような工事を差止め、また、諸物件をその旧態に復元させることができる。

第53条、植樹及び防衛のいかなる工事にせよ、水溝を侵害することになる意図を有するときは航行可能及び浮游可能な河川では、事前に開発省の許可を、及びその他の河川では県知事の許可を伴うことなく、施行されてはならない。但し、常に必ず本法の施行規則で警告して定め

10) 灌漑目的の利水工事及び流水の防衛用及び導水用の構築物に関する1911年7月7日の法律第22条及び第23条参照。（この法律は、1925年5月16日の勅令による法律及び、1933年8月24日の法律によって修正せられた。）並びに、上記諸条の適用のために公布せられた1940年9月27日の政令を参照のこと。また、1942年2月20日の河川漁撈法第7条、第8条及び第33条、及びその施行規則の第23条、第24条及び第55条に措置規定しているところをも考慮せられたい。

ているところに準拠する。

第54条、防衛の費用の軽微な工事を施行することが相応しい水溝では、隣接する土地不動産の所有主がそのそれぞれの水際河岸と堺を接する水溝の一部で上記工事を構築できるような包括的許可権限を知事が付与する。然しながら、開発特許権で定められる諸条件に従い、かつ、財産所有権者の一部の者が他の者に損害を生ぜしめないように指導して回避させ、また、施行規則に定められているところに準拠しなければならない。

第55条、実施の計画（プロジェクト）がなされた工事が裁定考慮せられる際には、上記工事を促進する者の申請で、開発大臣がそれら工事によって利益を受けることになるすべての財産所有権者に対して工事の費用負担を強制的に義務付けることができる。但し、各個の所有権を代表し、上記工事が産み出す共同の利益を完遂する役割に参与し、機能的に正当として認められた財産所有権者の側での計算で常に必ず上記財産所有権者の過半数が賛同しなければならない。

前段のような場合には、各個の財産所有権者は、投資して導入する持分に応じて支払に貢献する。

第56条、但し、緊急の場合に暫定的工事を行ない若しくはあらゆる種類の土地不動産における存在物件を取壊わすことが必要であるような危急の氾濫洪水を警戒し維持するためには常に必ず市長がそれを同意し、従ってその責任下においてすることができる。然し、生ぜしめられた損害及び滅失が後日に賠償せられることになるという暗黙の合意では、被害を生じた日から起算して賠償がなされるまで5%の利子が明示せられる。上記のこの賠償についての支払は、洪水・氾濫に脅やかされる物件が何びとに帰属し、かつその者の防衛が賠償の対象となる損害を生じたかによって、それぞれ国家、市会若しくは民間私的個人の担当でなされ、また施行規則の規定に従う。

第57条、県の、若しくは地方の一般利益に関する、市町村落領域、公道若しくは公共構築物を防衛するために必要な、及び航行可能及び浮遊可能な河川を開鑿及び処理して維持するために必要な工事は、公共建設工事に関する一般法で規定するところに従い、行政権者によって承認せられかつ費用が負担支出せられる。

上記のこの種の工事に関する実施計画についての試験及び検証は建設大臣が当該担当であり、かつ、上記工事の施行を許可することになっている。但し、事前に本法施行のための規則に指示せられる手続に従う。

第58条、開発大臣は最良の流水の体系（原註11）という視点下に河川の研究をさせる措置をと

11) 本条の上記のこの部分（第58条前段）に、及び第204条に処置規定せられたところを補完するために、1901年4月12日の勅令により利用についての登録台帳が設定せられた。上記のこの末端処理に就ては特定個別的に1963年7月24日の省令を参照のこと。（付録—原典の一に記載しておいた。）

水資源の体系についての規制若しくは修正に関しては、1928年7月28日の勅令による法律及び1929年4月19日の政令参照。

る。並びに航行可能及び浮游可能な掘割についてその水流及び洪水・氾濫を避ける手段の計量（原註12）、開鑿工事を施し、水排けを健全ならしめ、及び航行及び浮游を手続処理して維持することを適当とする諸地点の決定をも同様に処理する。

第59条、開発大臣はまた、水資源の良好な体系に裨益する樹林の維持を適当とする河川の流域盆地及び傾斜面の上記水流体系部分が研究せられるように措置する。

第Ⅶ章

沼及び湿潤沼沢地の干拓

第60条、沼及び湿潤地若しくは冠水地の所有主で上記を干拓し若しくはそれらを排水保全しようとする者は、事前に当該許可を得て、土盛り及びその他の工事のために不可欠と思われる泥土及び砂利を公有地から取出すことができる。

第61条、沼若しくは湿潤地が数名の所有主に帰属しており、かつ、部分的な干拓が不可能なため上記所有主のなかの数名が共同で実施しようとするときは、開発大臣が全所有財産権者に集合して上記目的に仕向けられた工事を費用負担するように義務付けして強制することができる。但し、常に必らず排水可能地の過半面積を占める者による場合の過半数と看做された意見一致がなければならない。若し上記所有財産権者の何びとかが支払を拒み、かつその排水可能な所有財産部分を所有主たちに分譲することを選ぶときは、当該賠償を通じてそれをなすことができる。

第62条、沼若しくは湿潤若しくは冠水地で不衛生と宣言せられた当該者があるときは、強制的にその干拓若しくは排水保全の手続がなされる。若し民間私的個人の所有財産であるときは、所有主に対して、指摘せられた期限内に除水若しくは排水保全を措置するための決裁が通知せられる。（原註13）

第63条、若し所有主たちの過半数が干拓を実施することを拒否するときは、開発大臣はその干拓を遂行しようと申出をする特定民間私的個人若しくは企業である何びとにでもその干拓を許可する。但し、事前に当該プロジェクト（実施計画）の是認されることを必要とする。排水保全せられた土地財産は干拓若しくは排水保全を実施した者の所有財産となり、旧所有主たちには投資分に該当する金額を支払うだけでよい。

第64条、非衛生的の宣言を受けた湿潤地の所有主たちが干拓を施行することを望まず、かつ、それを完遂しようと申出る民間私的個人若しくは企業がない場合には、国政府、県若しくは市

1960年7月7日の政令第1268号により、国の利水措置についての最も完璧な知識、利水の発展についての最近代的技術の適用及び利水計画（プラン）の総合管理の設定を目的とした諸研究を賦課し若しくは直接に遂行する目的で水路研究センターが構成せられた。

12) 1879年10月21日及び1914年10月12日の勅令は、大増水及び洪水・氾濫の危険を回避することに貢献するための諸規程規定を公布している。

13) 1895年3月21日の勅令が本条の履行のための詳細な規程規定を公布している。

会がその各個の予算で指定せられた資金を以て、かつ、各場合毎に建設土木公共工事の一般法に基いてそれら工事の費用を負担して上記工事を施行する。上記のことが実施せられるときは国政府、県若しくは市会が、前条が規定するその上記利益を享受する。但し、前条で定められた方法及び様式で、従って、上記この種の財産に対して効力を有する諸規定に準拠する。

第65条、若し、湿潤地、湖若しくは冠水地で非衛生的の宣言を受けたものが国政府に帰属しており、かつ、上記それらのものを干拓しおよび排水保全しようと申出でて勧告提案が提出せられるときは、是認認可せられたプロジェクト（実施計画）に準拠して諸工事が施行せられた時は、その勧告提案の起案作成者が排水保全せられた土地財産の所有主となる。若し、二件若しくはそれ以上の勧告提案が提出せられるならば、管轄抵触の問題は建設土木公共工事の一般法の第62条及び第63条に準拠して決定せられる。（原註14）

第66条、政府に、居住地部落の共同入会地に若しくは民間特定私的個人に帰属している湖、貯水池若しくは冠水地の干拓若しくは排水保全についての申請者は、若しその者に好都合なときは、公共使用の宣言を請求することができる。

第67条、建設土木公共工事の一般法に含まれている諸措置で、調査研究についての権限許可、及びそれら権限を獲得している者の権利、公共使用の宣言、開発特許権所持者の義務、開発特許権の失効、及び公有水資源の利用のために施行せられた工事に就ての通達は、貯水池及び冠水地の干拓のために、民間私的企業に対して付与せられる許可に適用することができる。但し各場合に特殊の諸条件が定められることを妨げない。

第68条、干拓若しくは排水保全の手段を通じて耕地となった土地財産は、新規に開墾せられた土地の利益（有利性）を享受する。

14) 1877年4月13日の建設土木公共工事の一般法第62条は次のように述べている。すなわち、「同一工事に對して1以上の申請が提出せられるときは、公共利益にいっそう大きな有利性を提供する方の申請が優先せられる。上記のこの有利性を評価するためには、開発省若しくは場合により、開発特許権を付与する係担当当局である公団（コーポレーション）が規則に定める報告をなさしめるように手続する。

開発省が開発特許をおこなうための管轄管掌担当権者であるときは、申請者間での優先選択に関して決裁する以前に、当該管轄担当の公団（コーポレーション）に、及び国立諮問委員会の開発課に対して意見を徴しなければならない。」と。

第63条は述べている。すなわち、「若し前条に云う報告について、なされた提案が情況にして相等しいときは、開発特許は公共入札を通しておこなわれる。かつ、その公共入札には、単に上記申請者のみならず、工事についての予算の1%の支払をしてのデポジット（供託）をした者ならば何びとでも参加して差支えない。

入札は第1項前段の条件（当初の申請者のみで入札する場合—山崎）では、開発料金における割引値下げを周回してなされる。また、若し上記割引料金で相等しい結果になるときは、開発特許の時期における割引値下げ料金を問題にして取扱った査定がなされる。裁定による落札者は元の工事申請書を提出していたその申請の署名者に対して、この申請者が最良条件の入札者でなかったときに、実施計画（プロジェクト）の諸費用を、入札に先行して実施された上記実施計画での付帯費用についての鑑定人の計測鑑定に従って支払わなければならない義務を有する。

政府によって是認せられたプロジェクト（実施計画）の立案起草者は見積りについての権利を有し、かつ、入札後10日間に行使することができる。また、それを行使しない場合には工事の落札者によって、本法における措置に基いて賠償がなされる。

第Ⅲ編

水資源の原材料の形における用益権

第八章

自然的用益権

(第69条以下次回へ)